

平成 22 年 6 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社コーセーアールイー
代 表 者 代表取締役社長 諸藤 敏一
(コード番号：3246 福岡証券取引所)
問 合 せ 先 取締役管理部長 吉本 晋治
(TEL：092-722-6677)

訴訟判決の対応に関するお知らせ

平成 22 年 6 月 3 日の一部新聞等による報道のとおり、福岡地方裁判所（一審）において、当社が採用内々定（以下、内々定という）を取消した 2 名（原告）に対し、計 195 万円を支払えとの判決が出されました。本件に関する内容・経過、当社の見解および今後の対応につきましては以下のとおりであります。

1. 訴訟事案の内容および経過

当社は、経営環境の悪化等により採用計画を取止めることとし、内々定を通知していた 2 名の方に、平成 20 年 9 月 29 日付で、内々定取消の通知を送付いたしました。

当該 2 名の方は、当社を相手とし、福岡地方裁判所において、平成 21 年 1 月 26 日および平成 21 年 2 月 23 日にそれぞれ 371 万 7,900 円および 345 万円の支払を求める労働審判手続の申立てを行いました。

当該労働審判は平成 21 年 4 月 13 日および平成 21 年 5 月 11 日に審理終結し、当社が当該 2 名の方にそれぞれ 75 万円および 100 万円を支払えとの審判がなされました。なお、この際、当時の一部新聞等では「内々定は労働契約が成立し、その取消は違法」との報道がございましたが、当該労働審判において、そのような判断はなされておられません。

当社は、当該労働審判において、申立をされた 2 名の方の被った不利益について遺憾の意を表明し、和解金の提示を行いました。合意を得られず、また、審判の内容についても納得できないとして、平成 21 年 4 月 14 日および平成 21 年 5 月 14 日にそれぞれ異議申立てを行い、本件は民事訴訟に移行いたしました。この際、原告である当該 2 名の方の当社に対する請求は、それぞれ 115 万 5,000 円および 379 万 5,000 円を支払えとの内容であります。

2. 判決の内容、当社の見解および今後の対応

平成 22 年 6 月 2 日、福岡地方裁判所において争点となった事項に対し、以下の判断が示され、当社が当該 2 名の方にそれぞれ 85 万円および 110 万円を支払えとの判決が言い渡されました。

(裁判所の判断)

争点①本件内々定により労働契約が成立しているか。

本件内々定は、正式な内定と同様の始期付解除権留保付労働契約が成立したとはいえない。

争点②本件内々定取消には合理性があるか。

始期付解除権留保付労働契約の成立を前提とする原告の主張は①により理由がない。

争点③期待権侵害あるいは信義則違反があるか。

当社は、労働契約締結過程における信義則に反し、原告の期待利益を侵害する不法行為についての損害賠償責任がある。

争点④損害額

1名については、平成21年1月に採用内定を得て現在就労していることなどから、その精神的損害に対する慰謝料は85万円（弁護士費用10万円を含む）が相当。他の1名については、就職先が決まっていないことなどから、当該慰謝料は110万円（弁護士費用10万円を含む）が相当。

当社は、上記①②については、当社の主張どおりであります。上記③については一部を除き納得できない点があり、また、上記④の慰謝料の金額については、明確な根拠が示されておらず、当該裁判所で行われた労働審判の結果を踏襲しているに過ぎないものと考えられ、承服しかねることから、控訴することといたしました。

3. 今後の見通し

本件訴訟に係る費用が当社の業績に与える影響は軽微であります。また、当該事案に関する報道等の当社事業等に与える影響につきましては、現時点において確認できておりません。

今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上